

富山県教育文化会館の指定管理候補予定者の選定結果について

1 指定管理者制度を募集する公の施設

- (1) 名称 富山県教育文化会館
(2) 所在地 富山市舟橋北町7番1号
(3) 施設概要
敷地面積 3,242.51m²
建物面積 5,880.21m²
(4) 主な施設 ホール(621席)、集会室、会議室(3室)、生涯学習カレッジ事務局(2F県占用)、同映像センター(3F県占用)、各種団体使用(4F行政財産使用許可)、映像センターハイビジョン学習室(5F県占用)など

2 指定管理者の募集概要

- (1) 指定管理者に実施させる業務概要
①教育文化会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
②文化の振興に関する業務
③教育文化会館の利用の承認に関する業務
④教育文化会館の利用料金の徴収に関する業務
⑤その他
(2) 指定期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年間)

3 公募状況

- (1) 申請者数 1団体
(2) 申請者 (公財)富山県文化振興財団

4 審査結果

10月24日に開催した富山県教育文化会館指定管理候補者選定委員会において審査した結果、下記のとおり指定管理候補予定者を選定しました。

(1) 審査基準

審査基準	審査の視点	配点ウエイト
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	県民の平等な利用が確保される内容になっているか	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (条例第4条第2号)	・施設設置目的の達成 ・サービスの向上及び利用の増加	55
3 施設の効率的な管理 (条例第4条第2号)	・施設に係る経費節減策	15
4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成 (条例第4条第3号)	・申請者の財政的基礎及び信用力 ・申請者の人的構成	30
合計		100%

(2) 審査概要

審査項目 申請者	1 県民の平等 な利用の確 保	2 公の施設の効 用の最大限の 発揮(275点)	3 施設の効率的 な管理 (75点)	4 公の施設の管理を適 正かつ確実に 行うための財 産的基礎及び 人的構成(150点)	合計 (500点中)
(公財)富山県 文化振興財団	適	217点	75点	118点	410点

審査の概要

申請者が1者であったため、審査基準(1を除く)ごとに配点の6割を合格基準点と設定し、これを上回った場合に、当該申請者を指定管理候補予定者として選定することとした。

- ・審査基準1~4のすべてについて、合格点(6割)を超える得点を得た。
- ・審査基準1については、県民の平等な利用が確保されていると評価された。
- ・審査基準2については、教育文化会館のこれまでの事業との継続性・整合性に配慮された確実で安定した事業提案である点について評価された。特に、DXによるサービス向上の工夫や、近隣の県民会館・高志の国文学館との連携に関する取組みが高く評価された。
- ・審査基準3については、運営コストの縮減に取り組み、指定管理料の上限額の範囲内となっており、適正と評価された。
(公財)富山県文化振興財団 283,071千円
- ・審査基準4については、これまで安定かつ適正に業務を行ってきた実績や、人員配置、職員の人材育成、研修等の体制など、安定的な運営が可能な人員体制を有していることが高く評価された。

(総評)

これまでの実績やノウハウに加え、富山県教育文化会館の設置目的・使命を十分理解した利用者の促進事業や会館に入居する各種団体への支援などが総合的に評価された。